

栃木市監査委員告示第8号

令和2年3月6日付栃木市監査委員告示第7号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、栃木市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表いたします。

令和2年3月27日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 茂 呂 健 市

栃市総第290号  
令和2年3月19日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄 様

栃木市監査委員 茂 呂 健 市 様

栃木市長 大 川 秀 子

令和元年度工事監査の結果に関する報告に基づく措置について

令和2年3月2日付けで提出された工事監査の結果について、当該監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知いたします。

監 査 対 象	上下水道局
監査結果報告日	令和2年3月2日付け 栃市監第80号
措置結果通知日	令和2年3月19日付け 栃市総第290号
監 査 結 果	<p>指摘事項（水道建設課）</p> <p>仕様書や設計図において、制御方法や仕様の明記をすべき点が見受けられた。照査方法について、誰が行っても確実な精度で行えるようにすることにより、完璧な設計とすることができる。</p> <p>施工計画書において、監督員が施工内容を十分に理解し、詳細にわたって施工監督できるよう、詳細説明資料を添付する必要がある。</p>
措 置 内 容	<p>仕様書や設計図の作成にあたりましては、ご指摘いただきましたとおり、設計図書の照査すべき項目をリスト化するなどして、担当者の解釈による違いや思い込みによる見落としがなくなるような照査体制の整備を図り、確実な精度で照査を行えるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>施工計画書につきましては、今後にご指摘いただきましたことを活かして、監督員が施工内容を十分に理解できるような書類作成を、請負業者に指導してまいりたいと考えております。</p>